

細心の注意が必要な 知的財産権侵害 ～著作権侵害は懲役刑もある！～

町民だよりと町のホームページに、インターネット上にあったイラストを無許諾で使用した場合、町はどのような責任を問われるのか。今回は町住民課の職員と弁護士によるQ&A方式でその対応を考えてみたいと思います。

A町住民課長Bさん 三年前に発行した町民だよりに挿絵を載せていたのですが、その挿絵について、使用時期、使用回数等の回答を求める文書が東京のX社から届きました。

X社は、挿絵として使用したイラストを有料で貸し出す代理店だそうです。町民だよりは紙媒体で配布しているほか、PDFにして町のホームページにも掲載しているのですが、X社は

そのホームページを見てイラストの使用に気付いたようです。

このような照会を受けたのは初めてなのですが、どのように対処すべきでしょうか。

弁護士 そのイラストは、どうやって入手したのですか？

A町住民課職員Cさん 町民だよりに公営住宅の記事を載せるのに挿絵があつたほうが良いかと思って、インター

ネットの検索サイト・Googleで「町並み イラスト」と入力して、画像を検索したのです。検索結果として、イラストが多数表示されたので、その中で適当なイラストを選んでコピーし、町民だよりの挿絵に使いました。Googleの検索結果のページから直接コピーしましたので、X社が管理するホームページに掲載されているイラストだとは知りませんでした。

弁護士 なるほど。X社は、そのイラストの著作権を有していて、A町に対してイラストの使用料を請求するために、使用時期や回数について回答するよう求めているのでしょうか。X社は

れているイラストもあるのですよ。X社もイラストを無断使用されたくなければ、そういう加工をすれば良かったのに：検索結果のページから簡単にコピーできるのだから、自由に使つて良いイラストだと思つてしましますよ。

弁護士 紙の本と違って、インターネット上のイラストや写真等のコピーは容易ですから、Cさんのような誤解が生じるのもやむを得ないのですが：法律の適用は、紙の本をコピーした場合と、インターネットの場合とで何ら変わりません。インターネットで簡単にコピーして利用できるからこそ、注意したいところですね。挿絵を探すのであれば、無料で利用できる画像であることを明記しているイラストを使うとか、作者から許諾を受けた上で使うとかの方法で行うべきでした。

Cさん (残念そうに) そうですか：使用料が生じるとわかつていれば使わなかったのに：使用料は、何円くらい支払うことになるのでしょうか？

弁護士 使用した以上、本来支払うべきであつた使用料を支払わざるを得ませんが、具体的な金額は、使用許可を求めて使用した場合と同額程度とされることが多いです。X社が料金表を公開しているのであれば、その料金

表に則つて判断することになりますね。

Bさん 使用料については、X社の料金表から予想することができそうです。紙で配布した町民だよりをインターネットでも見られるようにしていたので、紙媒体の使用料金のほか、インターネットでの使用料金も請求されそうですね。料金表には、二年目以降の使用料を割り引くという「リピータ割引」の記載もあるのですが、これが適用されることになるのでしょうか。問題の町民だよりは、三年前のもので、三年間は町のホームページに掲載していたことになるのですが…。

弁護士 事前に申し込むことを前提に使用料を割り引く仕組みであれば、今回のような無断使用でも当然に適用されるとは言えませんが、交渉の余地は十分ありますね。

Bさん さらに、X社の料金表には使用料のほか、「無断転載等の不正使用につきましては、調査費として別途三万円及び通信費等実費を頂戴します」という記載もあるのですが、この調査費も支払わなければならないのでしょうか？

弁護士 著作権侵害者の調査については、通常業務の範囲内であるとした裁判例(注3)もありますので、その調

査費については支払う必要はないと考えます。おそらく、今回のX社からの文書に回答した後、X社から、調査費も含めた請求書が届くでしょうが、①リピータ割引等、使用料を減額する要素を説明し、使用料の減額を求める、②交渉で折り合いがつかない場合、適正だと考えられる額を支払うという対応が正しいと思います。

Cさん インターネットや検索サイトを利用することで、写真やイラストが手軽に入手できるようになりましたが、著作権侵害をしてしまう可能性もあるですね。職員が業務を行う上で、他に気を付けなければならないことはありますか？

弁護士 写真やイラストの他に、一定以上の長さの文章も、著作権法の対象となります。説明文が必要となるときに、良い説明をインターネットで見けると、全文コピーして使いたくなりますが、著作権侵害となる可能性があります。特に、今回のように町民だより等をインターネットで公開する場合、画像検索等の機能を使って、著作権者が著作権侵害を発見することは、非常に容易になっていますので、細心の注意が必要です。また、著作権侵害は、場合によっては

Profile



佐々木 泉頭 (ささき・もとあき)

札幌市中央区大通西11丁目大通藤井ビル6階
 弁護士法人佐々木総合法律事務所
 TEL011-261-8455 FAX011-261-9188
 ・北海道町村会顧問
 ・一般社団法人札幌市医師会顧問
 ・北海道教育委員会顧問

らの文書に回答する義務はありませんが、X社が著作権を有するイラストを無許諾で町民だよりに使用し、町のホームページにも掲載したのであれば、著作権侵害となります(注1)。イラストの使用について、適正な損害賠償に相当する額、つまりイラストの使用料相当額の支払いを行うべき事案ですから(注2)、その算定のためにも、X社からの問い合せには、誠実に回答すべきだと思いますよ。

Cさん 使用料を支払うことになるのですね…。でも、インターネット上には、コピーできないように加工されているイラストや「無断転載禁止」と明記さ

刑罰の対象となることにも十分注意してください(注4)。

解説

注1 「著作権」の中には、複製権、譲渡権等様々な権利が含まれており、町民だよりイラストに掲載し配布したことについては、複製権(著作権法第二十一条)及び譲渡権(同法第二十六条の二)の侵害、さらにホームページに掲載したことについては、公衆送信権(同法第三条)の侵害となる。

注2 民法第七〇九条が他人の権利(著作権を含む)侵害について損害賠償責任を定めており、その損害額の推定については、著作権法第一一四条三項が、「その著作権…の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額を自己が受けた損害の額として、その賠償を請求することができる。」と定めている。「受けるべき金銭の額」とは、一般的には使用料相当額を意味する。

注3 東京地裁平成一七年四月一七日判決
 注4 著作権法第一一九条第一項は、「十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」と定めている。実際に刑事事件として立件されるのは、海賊版のDVDやコンピュータソフトを販売しているようなケースがほとんどであるが、自治体職員としては十分な注意が必要である。